

□内容:多治見市平和町・池田町・前畑町・田代町等浸水対策実行計画(案)の策定に対する意見公募の実施

□意見公募期間:平成24年4月26日(木)～平成24年5月26日(土)

□いただいたご意見:1件

□回答:下記

いただいたご意見	ご意見に対する回答
<p>計画の概要の中で、下記基本方針「③採用施策を決定するものとなりました。」のうち、平和町の水害対策について意見を申し述べます。</p> <p>基本方針:当該地域の浸水対策は、①考えられる浸水対策を、河川整備・排水対策・流出抑制・浸水被害軽減対策の4つの分野に分けて洗い出し、②施設の効果や現実性(実施可能時期)等を考慮し、③採用施策を決定するものとなりました。</p> <p>採用施策については、第3回の協議会で、今後、検討を加えながら実施の方向へ進みたいとして、協議会の全員で了承されました。水害対策は、昨年11月以降より今年2月にかけて、湛水状況の調査や検証が行われ、概ね水害実態の究明が全て行われた様相を示していますが、行政として触れたくない個所は避けているのが現実のようです。</p> <p>数ある施策の一つ一つが合わされば、全体として効果を発揮することは諫めませんが、大きくは二つの施策「脇之島川を本来の姿である自然流下に戻す。」「内水被害が地勢上必ず起こる為、排水機を近年の豪雨を想定して機能と性能を更新する。」が実施されてこそ概ね水害対策が達成できることです。その他の対策は施策の安全性を高めるための手段でしかありません。川の自然流下を取り戻すためには、自然の摂理に反した行為が行われた箇所を正し、近年の豪雨にも川が耐えうる構造と機能を整備することであると考えられます。また、排水機場の更新は、脇之島川の氾濫も考慮して余裕をもった性能が求められるでしょう。しかし、前者の脇之島川を本来の姿に戻すための「合わせ技」の施策が何一つ見当たりません。二大施策は必須で、市長が住民説明会で発言された「合わせ技」は真意を語っていません。昭和53年以降、水害規模が拡大の一途をたどっている水害因子に再度目を向け、真実を避けて通ることはできないことを今一度、認識しなおしていただきたい。川の自然流下を取り戻すためには、自然の摂理に反した行為が行われた箇所を正し、近年の豪雨にも川が耐えうる構造と機能を整備することであると考えますがどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり平和町地区の浸水対策については、脇之島川の安全性の向上と内水排水ポンプの整備が大きな柱になります。</p> <p>脇之島川の安全性の向上については、脇之島川が現在受け持つ流域の雨水を安全かつすみやかに土岐川へ自然流下できるように国と連携しつつ、河川整備計画及び内水排水ポンプ場の計画を策定していきます。</p> <p>また、浸水対策実行計画においては、河川整備、排水対策、流出抑制、浸水被害軽減対策の4つの施策を実施することで総合的に治水安全度の向上に努めることとしています。</p>